



新型コロナウイルス感染症に伴う

その他

国 福岡県 北九州市 の支援策まとめ



(注)各支援策は、令和5年1月1日時点の情報となっております。最新情報は「新型コロナウイルス感染症対策ページ」をご覧ください。

その他

店舗・施設等
への支援

感染防止宣言ステッカー

業種別ガイドラインなどに沿った感染防止対策を行い、福岡県のホームページから申請した事業者へ、「**感染防止宣言ステッカー**」を発行

県

感染防止認証制度

感染防止対策のさらなる促進により、感染拡大を抑制することで利用者に対して安心感を与え経済活動の活性化を図るため、県が定める認証基準をすべて満たした飲食店に対し、感染防止認証マークを発行。

対象

- 飲食業に属する事業者(食品衛生法第52条第1項に規定する許可を受けた者)が営む県内の事業用施設で飲食を目的とした設備を有し、専ら集客を目的とするもの。
- 許可を得て屋台を一定場所(公園、公園等公の管理に属する場所に限り)に定置し、営業終了とともに撤去する営業するもの(定置屋台)。ただし、特殊営業形態(仮設営業、ろ店営業、臨時営業)は除く。
- 宿泊業に属する事業者(旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者)が営む県内の事業用施設等。

※詳細は県ホームページをご覧ください。

県

沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用

地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用について、**道路占用許可の基準を緩和**(個別店舗ごとの申請は不可)

占用期間 令和5年3月31日まで

市

事業者向け
相談窓口

雇用調整助成金等相談窓口

雇用調整助成金等の申請に係る伴走支援を行う。

支援例

- 雇用調整助成金
- 小学校休業等対応助成金・支援金
- 福岡県感染防止認証制度サポートデスク

市

テレワーク等の
新しいITツールを
取り入れたい

ワンストップ相談窓口

テレワークやWeb面接等、ITツールを取り入れた新しいビジネススタイルへの転換を図る市内の中小企業等に対して、専門家を派遣。

市

文化芸術活動に
関する相談

文化芸術活動相談窓口

市内で活動する、あるいは活動を検討している個人・団体の文化芸術関係者を対象とした相談窓口を設置

相談内容

文化芸術活動に関する助成制度の紹介、公演会場での感染症対策、チケットの販売方法、ライブハウス等の経営に関すること 等

料金

無料

市

窓口

福岡県新型コロナウイルス感染症
一般相談窓口

9:00~18:00(平日のみ)
092-643-3599

感染防止認証制度コールセンター

(申請に関すること)
0120-236-630

(その他に関すること)
0570-015-255

いずれも 10:00~17:00(平日のみ)

Mail

fukuoka-ninsho@ivisit.co.jp

各区役所まちづくり整備課 8:30~17:00(平日のみ)

門司/093-331-1884

小倉北/093-582-3471

小倉南/093-951-4121

若松/093-761-5325

八幡東/093-671-0803

八幡西/093-642-1453

戸畑/093-871-1503

新型コロナウイルス事業者向け相談窓口

093-873-1433

※相談窓口は予約制

※窓口開設日・対応時間は要問い合わせ

【北九州市】

福岡県感染防止認証制度
サポートデスク

093-873-1433

北九州市

ロボット・DX推進センター

9:00~17:00(平日のみ)

093-695-3090

北九州市芸術文化振興財団

10:00~16:00 月曜日~金曜日(祝日除く)

093-562-3001

Email: support@kicpac.jp

※メールによる受付は24時間対応